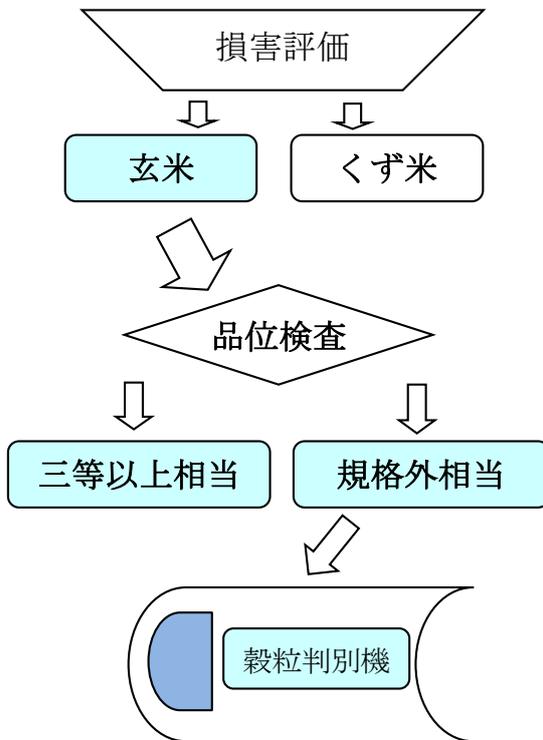


被害申告圃場に対する特例措置

【農作物共済損害評価要綱】

損害評価の特例

共済事故により、規格外の米又は麦が多く発生した場合のほか、この要綱に規定する方法により損害評価を行うことができない特異な損害が広範囲にかつ多数発生した場合は、経営局長の承認を得た方法により行うことができる。



被害申告圃場のうち、実測調査を行った筆は、1.85mmでふるい選別し、ふるい目上に残る米を玄米とし見込収穫量を算定する。

【特例措置】
実測調査した玄米が規格外相当の場合は、穀粒判別機により整粒とそれ以外の粒に区分し、整粒の割合から三等相当となるよう計算する。
計算結果を基に市町村単位に平均単収差を求め見込収穫量から減算する。

【例】
(見込収穫量) - (市町村平均単収差) = (修正後見込収穫量)
350 kg - 41 kg = 309 kg